

奈 政 行 第 9 号

平成 28 年 10 月 12 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 柿 本 元 気 様
同 東久保 耕 也 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）

3. 個別監査結果及び意見

(3) 固定資産税に係る実地調査

（資産税課）

【監査結果】

地方税法 408 条において、現場における償却資産の状況の確認、いわゆる実地調査を毎年少なくとも 1 回実施することが規定されている。しかしながら、資産税課は、償却資産の専従者の人員が少ない状況のため、現地に行き調査を行うことは困難であると述べている。

実地調査によって、償却資産の計上漏れを発見することは、税収の確保及び課税の公平性を確保する視点から、極めて重要な業務であるといえる。この観点から言うと、市内の全ての償却資産や、ある事業者の有する全ての償却資産を対象とするなどの悉皆調査が人員の制約から実施不能であることを理由に実地調査を全く行わないよりも、市民に影響の大きい、例えば 1 件当たり金額が大きい償却資産が固定資産台帳へ記載されていないなどの課税漏れ案件を検出することを主たる目的とするなど、計画を策定して、毎年実地調査を実施すべきである。

金額的に重要な償却資産の課税漏れを検出するためには、法人税申告書の貸借対照表や償却資産明細等の書面を吟味し、課税漏れが発生している可能性がある事業所を絞り込むなど適切な抽出を行うなどして、実際の現場で償却資産の状況を確認すべきである。

なお、人員数が限られていることから、人員数を鑑みた現実的な水準の年間実地調査目標数を計画し、実行に移していくことが望まれる。

【措置の内容】

平成27年度から計画的に、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。

今後も定期的かつ計画的に実地調査を行うこととします。